

「信州ロード観察隊員」設置要綱

[最終改正 平成19年4月1日]

(趣旨)

- 1 この要綱は、「信州ロード観察隊員」(以下「隊員」という。)の設置に関し、必要な事項を定める。

(隊員の設置)

- 2 県民から、道路に関する情報及び道路行政に関する提言を得ることにより、道路の維持管理等の効率化を図るとともに、県民の道路に対する関心を高めるため、建設事務所に隊員を設置する。

(隊員の役割)

- 3 隊員の役割は、次のとおりとする。
 - (1) 県が管理する国・県道の異常、不法占用等の情報提供
 - (2) 道路の維持管理等に対する意見、要望の提供

(隊員の任期)

- 4 隊員の任期は5年とし、依頼した年度の8月1日から5年後の7月31日までとする。

(隊員の募集)

- 5 隊員の募集は次のとおりとする。
 - (1) 建設事務所長(以下「所長」という。)は、隊員の募集を年1回期間を設けて行うものとする。
 - (2) 募集区分は次の2種類とし、所長がそれぞれ任命するものとする。
 - ア 公募 一般の県民からの自由な応募によるもの
 - イ 依頼 バス・タクシー・トラックなどのプロドライバー、郵便局員・宅配業などの配達員、その他企業の営業担当者などに依頼したもの

(名簿)

- 6 所長は、「信州ロード観察隊員名簿」(別記様式)を備えるとともに、その写しを道路管理課長に提出するものとする。

(隊員証の交付)

- 7 所長は、隊員に任命した者に対し、通報先(フリーダイヤル)等を記載した隊員証を交付するものとする。

(実績報告)

- 8 所長は、隊員の活動の実績について、翌年度の4月30日までに、道路管理課長に報告するものとする。

附則

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年7月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。